

マル経融資 (経営改善貸付)

無担保

無保証

低金利

限度額1,000万円に拡充

経改情報

耳より



平成20年4月1日に国民生活金融公庫の融資制度が拡充され、中でも担保や保証人が不要なマル経融資(小企業等経営改善貸付)制度は貸付限度の拡大や貸付期間の延長、生活衛生業種の設備資金の取り扱いが可能になるなど、より使いやすい制度になりました。

	新制度		改正前
規模要件	商業・サービス業	従業員数:5人以下	長期資金の借入残高が4,000万円を超える企業は、原則として対象外
	製造業その他	従業員数:20人以下	
	※改正前の長期借入金残高4,000万円超基準の撤廃		
商工会等の指導要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆原則として、6ヶ月以上 ◆次の場合は、6ヶ月未満であっても可能 <ul style="list-style-type: none"> ●ITを活用して財務会計の透明化が図られている場合(注1) 		原則として、6ヶ月以上
貸付限度	1,000万円		本枠550万円+別枠450万円
貸付期間	運転5年・設備7年		運転4年・設備6年 (特例措置:運転5年・設備7年)
資金使途	生活衛生業種も運転資金・設備資金とも可能(注2)		生活衛生業種は運転資金のみ
商工会での審査会省略(注3)	次のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> ◆ITを活用して財務会計の透明化が図られている場合 ◆次の全ての場合 <ul style="list-style-type: none"> ●経営指導員が経理内容等を確実に把握している者である ●貸付残高を有する又は完済後3年未満の者である ●直近の貸付の返済に遅延がないこと ●企業内容に著しい変化がないこと 		次の全ての場合 <ul style="list-style-type: none"> ●経営指導員が経理内容等を確実に把握している者である ●貸付残高を有する又は完済後3年未満の者である ●直近の貸付の返済に遅延がないこと ●企業内容に著しい変化がないこと
貸付残高合計金額が550万円超となる場合の条件	事後指導の実施		<ul style="list-style-type: none"> ●直近の貸付に遅延のないこと ●指導期間「6ヶ月以上」必須 ●帳簿等の現物資料による確認 ●不動産調査の実施 ●審査会省略不可 ●事後指導の実施

注1: 商工会が記帳指導において自計化(会計ソフトを活用して事業者自ら自社の財務会計を行う)を指導している場合等

注2: 飲食業、食肉販売業、理美容業、旅館業、クリーニング業等(資本金や従業員数など制限があります)

注3: 融資をおおぎの場合は、商工会での審査会を省略することができます。



—68—

五月九日、総代会にて次年度から「総会を制」とすることが決まりました。区切りとなりました。総代の皆様方には永い間おつとめ戴き誠に有難うございました。心よりお礼申し上げます。

また、次回からの総会には是非とも多くの会員様からご出席戴きご意見、ご要望等お聞かせ戴きたく思います。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、糸魚川市では世界ジオパーク(地質の世界遺産)への国内第一号指定登録を目指し事業を進めております。世界でもまれな地質とその上で育まれた自然と歴史文化が融合したエリアを選定し整備が始まっています。

能生地域でも幾つかのエリアがあがっておりますが現在は并天岩周辺の整備計画があるようです。

糸魚川・青海地域にも点在するエリア同士がひとつのテ